

税の申告準備はできていますか

申告相談 2月16日～3月15日

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告・納税の受け付けが行われます。早めに準備して、所定の会場で申告を済ませましょう。

申告が必要な人

- ① 事業所得（営業等・農業による所得）や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人。
- ② 給与所得者で勤務先から「給与支払報告書」が、市へ提出されていない人、または年の途中で退職し、その後就職しなかった人。
- ③ 給与所得者で給与以外の所得があつた人、または2力所以上から給与を受けた人。
- ④ 給与所得者で年末調整を受けなかった人、または医療費控除などを受けようとする人。
- ⑤ 公的年金などの所得のみの人でも、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などを受けようとする人。
- ⑥ 非課税証明書が必要な人。

※給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。

※所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

申告に必要なもの

- ① 確定申告書（税務署から送付を受けた人）
- ② 印鑑
- ③ 給与・公的年金等の源泉徴収票（扶養親族分もお持ちください）
- ④ 所得税が還付される場合は、口座振込用の申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの。
- ⑤ 事業所得（営業等・農業）、不動産所得のある人は、帳簿や通帳、領収書など収入・支出金額が分かるもの。

⑥ 医療費控除を受けようとする人は、領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書
⑦ 各種領収書または控除証明書（生命保険料、損害保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄付金など）。

注意事項

- ① 申告をしないと、児童手当、保育園の入園、市営住宅入居の申し込みなどの各種申請に必要な所得・課税証明書が発行できない場合があります。
- ② 国民健康保険に加入している人は、申告をしないと国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。収入がなかった人も申告をしてください。

ただし、給与、または公的年金のみの収入で、給与支払報告書や公的年金等支払報告書が、市へ提出されている人は、申告の必要はありません。

- ③ 住宅借入金等特別控除を初めて受けようとする人は、高梁税務署（向町☎2546）で申告してください。
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。

また、医療費控除の対象になるおむつ代については、最初の

年は医師の証明が必要になりますが、2年目からは介護保険の主治医意見書により証明書の発行が市役所でできる場合があります。詳しくは高齢福祉課介護保険係（☎0299）、または各地域局住民福祉課へ。

- ⑤ 申告会場が込み合うことが予想されます。次のことにご留意ください。

▼ 医療費控除を受けようとする人は、領収書を「医療を受けた人」、「病院などの支払先」とに、また「保険金等で補てんされた金額」があれば同様に整理・計算の上、内訳書を作成しておいてください。

この場合、領収書の日付が平成17年中のものであることを確認してください。

▼ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類（控除証明書や領収書）を添付することが義務づけられましたので、必ず持参してください。

▼ 農業所得がある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにとまとめ、できる限り帳簿を作成の上、持参してください。

■ 問い合わせ 税務課市民税係（☎0214）



高梁税務署からのお知らせ

確定申告期限	
所得税	3月15日(水)
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(金)
贈与税	3月15日(水)

便利な口座振替をご利用ください。

振替日：所得税	4月20日(木)
消費税・地方消費税	4月27日(木)

◆窓口か郵送などで、自分で書いて、お早めに

税務署では、納税者の皆さんが自ら正しい申告と納税を行う「申告納税制度」の趣旨に基づき、申告書等をご自分で作成し、申告いただく「自書申告」を推進しています。税務署や申告相談会場では、ご自分で申告書等を作成していただけるよう記載方法などのアドバイスを行っています。

また、申告書等はできるだけ早く郵送などにより提出していただくようお願いします。

◆インターネットによる申告書の作成について

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用になれば、所得税や消費税の申告書等が簡単に作成できますので、ぜひ、ご利用ください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/> ■問い合わせ 高梁税務署 (TEL@2546)

税の申告相談日程表 (高梁地域)

- ◆会場・時間等を確認の上、指定の会場へお越しください。また、申告相談資料等はそれぞれの会場に移動するため市役所税務課、各地域局住民福祉課へ直接来られても相談に応じることができませんのでご了承ください。
- ◆時間帯によっては、込み合うことが予想されますので、ご協力をお願いします。

高梁地域

月 日 (曜)	町名	対象地区	受付時間	会 場	
2. 16 (木)	中井	中井全町	9 : 00 ~ 16 : 00	方谷の里ふれあいセンター	
2. 17 (金)	巨瀬	巨瀬全町		巨瀬地域福祉センター	
2. 20 (月)	落合	阿部、福地、原田		落合研修会館	
2. 21 (火)	玉川	玉川全町		玉川町総合会館	
2. 23 (木)	川面	川面全町		川面地域福祉センター	
2. 24 (金)	津川	津川全町		津川町総合会館	
3. 2 (木)	松原	春木、神原		9 : 00 ~ 16 : 00	松原町コミュニティハウス
3. 3 (金)		松岡、大津寄			
3. 6 (月)	宇治	宇治全町			宇治町総合会館
3. 7 (火)	高倉	高倉全町			高倉町生活改善センター
3. 10 (金)	高梁	内山下から段町、松山、落合町近似			高梁総合文化会館
3. 11 (土)		高梁地域全地区対象			
3. 13 (月)					
3. 14 (火)					
3. 15 (水)					

※高梁会場は、すべて高梁総合文化会館です。ご注意ください。

※申告用紙は、税務課、各地域市民センターに用意していますので、ご活用ください。